



# 長野県報

5月11日(月)  
平成21年  
(2009年)  
第2064号

## 目次

### 告示

基本測量の実施（建設政策課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	3
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	3
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	4

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
一般競争入札（管財課）	5
長野県環境影響評価条例に基づく評価書及び要約書の送付及び縦覧（自然保護課）	5
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	6
一般競争入札（管財課）	6
土地改良事業計画変更認可申請の審査結果の縦覧（農地整備課）	7
土地改良事業の施行の同意（農地整備課）	7
一般競争入札（人材育成課）	7

### 告示

#### 長野県告示第316号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成21年5月11日

長野県知事 村井 仁

##### 1 作業種類

基本測量（精密測地網高度地域基準点測量、精密測地網高精度三次元測量）

##### 2 作業期間

平成21年5月11日から平成22年1月22日まで

##### 3 作業地域

（精密測地網高度地域基準点測量）

長野市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、伊那市、大町市、塩尻市、東御市、南佐久郡川上村・北相木村、北佐久郡立科町、上伊那郡中川村、下伊那郡阿南町・大鹿村、木曾郡大桑村、東筑摩郡波田町・筑北村、北安曇郡小谷村、下高井郡山ノ内町、上水

##### 内郡飯綱町

（精密測地網高精度三次元測量）

長野市、松本市、上田市、岡谷市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、千曲市、安曇野市、小県郡青木村、木曾郡木曾町・木祖村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡松川村・白馬村・小谷村、埴科郡坂城町、下高井郡野沢温泉村、下水内郡栄村

建設政策課

#### 長野県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年5月11日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 本町中込停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市野沢字下木戸250番の6地先から 佐久市野沢字宥免40番の1地先まで	旧	m 11.0~20.0	km 0.2937
同上	新	m 16.0~22.8	km 0.2934

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上原猿久保線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市猿久保字前原667番の7地先から 佐久市猿久保字前原784番の1地先まで	旧	m 8.0~14.0	km 0.3600
同上	新	m 18.0~19.0	km 0.3600

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 塩名田佐久線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市平塚字屋敷前1611番の1地先から 佐久市平塚字屋敷前1601番の1地先まで	旧	m 5.6~7.2 8.2~8.9	km 0.1178 0.1230
同上	新	m 5.6~7.2	km 0.1178

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 草越豊昇佐久線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡御代田町大字豊昇字久能沢1136番の1地先から 北佐久郡御代田町大字豊昇字上久能1094番の3地先まで	旧	m 4.0~15.2	km 0.0995
同上	新	m 4.0~15.2 4.0~5.0	km 0.0995 0.0965

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊昇茂沢中軽井沢停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡軽井沢町大字長倉字長尾3715番の1地先から 北佐久郡軽井沢町大字長倉字三ツ和3734番の1地先まで	旧	m 7.0~8.2	km 0.0542
同上	新	m 7.0~11.0	km 0.0542

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 立科小諸線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字塩沢字下土合565番地先から 北佐久郡立科町大字塩沢字大平2230番地先まで	旧	m 5.8~30.0	km 0.2153
同上	新	m 13.8~30.0	km 0.2153

7(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 立科小諸線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市大字大久保字中道1742番の1地先から 小諸市大字大久保字中道1754番の1地先まで	旧	m 5.0~20.0	km 0.2300
同上	新	m 13.0~30.0	km 0.2300

道路管理課

**長野県告示第318号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年5月11日

長野県知事 村井 仁

1(1) 路線名 本町中込停車場線

(2) 供用を開始する区間

佐久市野沢字下木戸250番の6地先から  
佐久市野沢字宥免40番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成21年5月11日

2(1) 路線名 上原猿久保線

(2) 供用を開始する区間

佐久市猿久保字前原667番の7地先から  
佐久市猿久保字前原784番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成21年5月11日

3(1) 路線名 草越豊昇佐久線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡御代田町大字豊昇字久能沢1136番の1地先から  
北佐久郡御代田町大字豊昇字上久能1094番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成21年5月11日

4(1) 路線名 豊昇茂沢中軽井沢停車場線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡軽井沢町大字長倉字長尾3715番の1地先から  
北佐久郡軽井沢町大字長倉字三ツ和3734番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成21年5月11日

5(1) 路線名 立科小諸線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡立科町大字塩沢字下土合565番地先から

北佐久郡立科町大字塩沢字大平2230番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成21年5月11日

6(1) 路線名 立科小諸線

(2) 供用を開始する区間

小諸市大字大久保字中道1742番の1地先から

小諸市大字大久保字中道1754番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成21年5月11日

道路管理課

会計課

### 長野県告示第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年5月11日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

塩尻市

2 都市計画事業の種類及び名称

塩尻都市計画道路事業 3・4・20号 広丘駅前通線  
3・4・21号 野村通線  
1号 広丘駅東西自由通路

3 事業施行期間

平成16年7月12日から

平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

都市計画課

選挙管理委員会

### 長野県告示第320号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成21年4月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成21年5月11日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
長野県更級農業高等学校協同組合	長野市篠ノ井布施高田200番地	長野市篠ノ井布施高田200番地
下諏訪町職員組合	下諏訪町4613-8	下諏訪町役場内職員組合事務局

### 選告示第16号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成21年5月11日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの」を

「佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの」

社会福祉法人里仁会 特別養護老人ホームさくら苑に改める。

佐久市下小田切50番地1

## 選告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成21年5月11日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

表中

「   飯田市南信濃木沢生活センター   '' 南信濃木沢788番地   ''   」を
「   飯田市南信濃木沢生活センター   '' 南信濃木沢788番地   ''   」に改める。

選挙管理委員会



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年5月11日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成21年4月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおぞら

3 代表者の氏名

鷺見敏夫

4 主たる事務所の所在地

飯田市大門町22番地

5 定款に記載された目的

この法人は地域の住民との交流を図る中で認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）及び介護相談所を開設し、高齢者の生活支援・高齢者介護を積極的に行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的にする。

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年5月11日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成21年4月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エンジョイライフ

3 代表者の氏名

瀧沢利之

4 主たる事務所の所在地

長野市西長野578番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・地域住民に対して、生活支援に関する事業を行い、よって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

生活文化課NPO活動推進室